

令和5年1月定例教育委員会会議録

1. 開催日時 : 令和5年1月25日(水) 9時00分から10時07分まで

2. 会 場 : 白杵市役所 白杵庁舎1階 中会議室

3. 出席委員 :	教育長	安東 雅幸
	教育長職務代理者	神田 岳委
	委 員	村上 睦美
	委 員	佐藤 雄一
	委 員	木本 邦治

4. 出席職員 :	教育次長兼教育総務課長	後藤 誠也
	学校教育課長	新名 敦
	社会教育課長	川辺 宏一郎
	文化・文化財課長	神田 高士
	学校教育課参事	麻生 幸誠
	学校教育課総括課長代理	安藤 隆文
	学校教育課総括課長代理	阿南 哲也
	文化・文化財課課長代理	東 貴則
	教育総務課課長代理	亀井 寛美
	教育総務課主任	加藤 由梨花

5. 傍聴人 : 安東 鉄男

1. 開会宣言

(事務局)

それでは、本日の出席者の報告を行います。本日出席者5名、欠席者0名で、出席者が過半数に達しましたので、白杵市教育委員会会議規則第3条の規定により、本会は成立となりました。以上報告いたします。

(教育長)

雪の関係で、今日の開会をどうしようかと悩んだところですが、無事に開会できてよかったです。

学校は通常どおりのところが多いのですが、18校中8校が9時登校を実施しました。もう学校にいたかなと思います。

開会に先立ちまして、皆さんにお諮りいたします。本日の委員会について、1名の方から傍聴の申し出があります。傍聴者は、安東市議会議員です。傍聴に関しては、白杵市教育委員会会議傍聴規則第2条の規定により、どなたでも教育長の許可を受ければ傍聴できることになっています。傍聴は教育長の許可制ですが、教育委員皆さんの了解があれば許可することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員 許可)

(教育長)

それでは、傍聴を許可することにいたします。

<傍聴者 入場>

(教育長)

これより白杵市教育委員会、令和5年1月定例会を開会いたします。本日の委員会の会期は本日限りいたします。次に、会議録署名委員に神田委員と木本委員の2名を指名いたします。

今回の日程のうち、非公開とするのは、「3. 協議事項」のうち、「報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(教職員(小・中学校)の内申について)」、「第4号議案 白杵市体育施設条例の一部改正について」、「第5号議案 他の普通地方公共団体の公の施設の利用に関する協議について」、「6. その他」の「白杵市公立学校のあり方に関する基本指針(案)について」、他1項目を非公開としたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、採決を行います。これに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(委員 挙手あり)

(教育長)

3分の2以上の挙手がありましたので、公開しないこととします。

2. 教育長報告

(教育長)

続いて、「2. 教育長報告」を行います。令和4年度1月行事予定表をご覧ください。

4日、仕事始めと新年祝賀互例会がありました。委員の皆様方にもご出席いただきました。ありがとうございました。

5日、事務局連絡会議、1月定例記者会見を実施しました。

8日、今まで行っていた成人式を「臼杵市二十歳のつどい」として実施しました。300名弱の二十歳の方々にご出席いただき、神田教育長職務代理者にもご出席いただきました。立派な会になったと思います。

10日、学校で始業式を行いました。

11日、先日の合同新聞にも出ていましたが、ほんまもん農産物ロゴマークの表彰式がありました。昨年、「臼杵の未来を考える中学生と市長の意見交換会」ということで、もう5校目になりますが、北中学校で実施をした時に、北中学校3年生の1班が、有機の里のほんまもん農産物のロゴマークを市長の方に提案して、市長も「なかなかいいね」と言ってくださり、これを臼杵市として採用するというので、クリアファイルを作成したり、ほんまもん農産物の「ほ」の字が書いてある金色のシールと合わせて、このシールを作ってダンボールに貼ったり、コミュニティバスにプリントしたりするというので、中学生の提案が市を動かして採用していただいたという、良い取組になったと思っています。

12日、定例校長・所長会を開催し、夜にさくらマラソン実行委員会を社会教育課中心に行いました。本年度はカテゴリーを少しまとめながら通常開催するというので、実行委員会で決定したので、4月に向けて準備を進めていきたいと思っています。

13日、臼杵市基礎・基本定着状況テストがありました。コロナで学級閉鎖の学級もありましたが、実施をしました。

17日、私立高校の推薦入試が始まりました。

23日、午前中、国宝臼杵石仏の祈願法要に参加しました。午後は、幼児教育推進委員会を開催しました。

24日、午後に教頭研修会を開会しました。

24日～27日、人事異動教育長ヒアリングをしました。

25日、本日、定例教育委員会で、午後、第3回県市町村教育長会議がソレイユでありますので、出席したいと思います。並行して3月補正のヒアリングも実施をしているところです。

30日、夕方、人権作文表彰式があります。野津中学校の生徒が県で入賞しましたので、市長に報告する会をしたいと思っています。

来月は、西中学校のテニス部が九州大会に出るということで、ほんまもん農産物のロゴマークを始め、最近活躍が目立つなあと思っているところです。

以上で教育長報告を終わりますが、何か質疑等ございますか。

(村上委員)

質問ではないのですが、今説明があったほんまもん農産物のロゴマークについて、新聞やテレビで見ましたが、子どもたちが意見を出しながら本当に嬉しそうな顔をしていました。ただ話し合いで終わるのではなく、市長さんが真剣に考えてくれて、本当にいいなというものは採用してくれるというのは、子どもたちの今後のやる気にも繋がるだろうし、信頼とかも深まるだろうと思い、と

ても良いことだなと思いました。

(教育長)

ありがとうございます。5年間取り組んできて初めて、子どもたちの意見が市を動かしたという好事例になったなと思っています。

その他ございませんか。

(委員 意見無し)

3. 協議事項

(教育長)

続いて、報告第1号に入る前に、傍聴者の退場を命じます。

<傍聴者 退場>

(教育長)

ここで、傍聴者の入場を許可します。

<傍聴者 入場>

(教育長)

続いて、「報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(臼杵市奨学生選考委員会委員の任命について)」の説明を、学校教育課からお願いします。

(学校教育課長)

「報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(臼杵市奨学生選考委員会委員の任命について)」です。臼杵市奨学生選考委員会委員の任命について、下記のとおり専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則第2条の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。理由としては、臼杵市民生委員児童委員協議会の主任児童委員の任期満了に伴い、新たに任命する必要があるためです。選考委員に氏川 ひとみさんをあてています。

資料をご覧ください。1ページが臼杵市奨学生選考委員会委員の全名簿です。そして、2ページから4ページについては、奨学資金に関する条例の施行規則に関する内容を記載しています。

(教育長)

民生委員児童委員協議会の委員が代わったということですが、ご質問等ございますか。

(委員 意見無し)

(教育長)

それでは、報告第2号については承認してよいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

続いて、「報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(白杵市社会教育委員の委嘱について)」の説明を、社会教育課からお願いします。

(社会教育課長)

「報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(白杵市社会教育委員の委嘱について)」です。白杵市社会教育委員を委嘱することについて、下記のとおり専決処分をしたので、白杵市教育長に対する事務委任規則第2条の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。理由については、報告第2号と同じく、民生委員児童委員協議会の委員について、任期途中で所属団体の役員交代が生じ、変更の届け出を受けたためです。資料に名簿を添付していますのでご覧ください。

(教育長)

こちらも同じように、民生委員児童委員協議会の委員が代わったことでの委嘱の変更ですが、ご質問等ございますか。

(委員 意見無し)

(教育長)

それでは、報告第3号については承認してよいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

続いて「第1号議案 白杵市教育委員会の所管に係る白杵市個人情報保護条例施行規則の廃止について」の説明を、教育総務課からお願いします。

(教育次長兼教育総務課長)

「第1号議案 白杵市教育委員会の所管に係る白杵市個人情報保護条例施行規則の廃止につ

いて」です。臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき議決を求めるものです。理由としては、令和3年5月に公布されたデジタル改革関連法により、個人情報の保護制度が見直しされることになり、個人情報保護のルールが段階的に、「個人情報の保護に関する法律」いわゆる「個人情報保護法」へ一元化されることとなりました。令和4年12月の定例市議会においても、「臼杵市個人情報保護条例」の廃止が承認されたことから、この条例に紐づけられている、「臼杵市教育委員会の所管に係る臼杵市個人情報保護条例施行規則」を廃止する必要があるためです。資料をご覧ください。「臼杵市教育委員会の所管の規則については臼杵市個人情報保護条例施行規則の例による」ということになっていますので、そのような理由で廃止を求めるものです。

(教育長)

個人情報保護法への一元化ということで、各施行規則等を全て廃止するという全体の流れの中での取組ですが、何かご質問等ございますか。

(委員 意見無し)

(教育長)

それでは、第1号議案については承認してよいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

続いて「第2号議案 臼杵市立学校管理規則の一部改正について」の説明を、学校教育課からお願いします。

(学校教育課長)

「第2号議案 臼杵市立学校管理規則の一部改正について」です。臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき議決を求めるものです。理由については、令和3年5月に公布された、デジタル改革関連法により、個人情報の保護制度が大きく見直されることとなり、乱立していた個人情報保護のルールが、段階的に「個人情報の保護に関する法律」いわゆる「個人情報保護法」へと一元化されることとなり、これにより、12月定例市議会において、本年度末日限りでの臼杵市個人情報保護条例の廃止を提案し、承認を受けたところです。このため、同条例の引用につき、本規則第42条の整備を行うものです。なお、「個人情報の保護に関する法律」への用語の置き換えも検討しましたが、同法には、公文書の管理に言及した条文はないため、単純に臼杵市個人情報保護条例の引用を削除することとします。

また、学校長より臼杵市教育委員会へ申請及び届け出するにあたり、学校長印を引用する様

式となっていますが、ペーパーレス化及び事務負担の軽減を図るため、公印を使用しない運用をとれるように改正するものです。資料に臼杵市学校管理規則の現行と改正後を載せていますので、ご確認いただきたいと思います。

(教育長)

第2号議案の個人情報保護条例と押印の件について、ご質問等ございますか。

(委員 意見無し)

(教育長)

それでは、第2号議案については承認してよいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

続いて、「第3号議案 臼杵市立学校職員服務規程の一部改正について」の説明を、学校教育課からお願いします。

(学校教育課長)

「第3号議案 臼杵市立学校職員服務規程の一部改正について」です。臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき議決を求めるものです。理由については、令和3年6月に公布された地方公務員法の改正法により、令和5年4月1日から、職員の定年退職年齢引き上げやこれに伴う諸制度が実施されることになったところです。これにより、地方公務員法の条文の大規模な改正があったところですが、本訓令第17条において、「非常勤職員の例外」の定義で引用している法第28条の5が削られ、代わりに法第22条の4が該当することとなるため、規定の整備を行うものです。また、併せて軽微な体裁修正を行うこととします。規程の整備ということで、少し調整を行っていますので、資料の新旧対照表でご確認いただければと思います。

(教育長)

臼杵市立学校職員服務規程の変更ですが、ご質問等ございますか。

(委員 意見無し)

(教育長)

それでは、第3号議案については承認してよいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

続いて、第4号議案に入る前に、傍聴者の退場を命じます。

<傍聴者 退場>

(教育長)

ここで傍聴者の入場を許可します。

<傍聴者 入場>

4. 教育施策に係る報告について

(教育長)

これより「4. 教育施策に係る報告について」に移ります。今回、事務局からの報告事項はありませんが、委員の皆様方より何かご意見等ございますか。

(神田教育長職務代理者)

雪で今日も時間が遅れた学校が何校かあったということで、良い判断だと思ったのですが、せっかくiPadがあるので、例えば1限、2限はオンラインでやってとかいうことを緊急的にやることもいいのかなと思いました。昨日の今日ですぐ決められないかもしれませんが、そういうのが今後のエマージェンシーの時にすぐに決められるきっかけになるのかなと思いますので、その辺も今後は考えていただければと思います。

(教育長)

ありがとうございます。突発的なものはなかなか難しいと思うのですが、準備ができる場合は、iPadを持って帰らせるということで、今の委員の意見は参考にさせていただきたいと思います。学校教育課から何かありますか。

(学校教育課長)

ご意見ありがとうございます。おっしゃる通り、せっかくiPadが整備されて、オンラインについては事前にある程度準備しておけばすぐにできますので、短い時間でも可能になるように、こちらもしっかりと検討しながらやっていきたいと思っています。

(教育長)

その他、教育政策に係る報告について、何かご意見等ございますか。

(委員 意見無し)

5. 教育予算について

(教育長)

これより、「5. 教育予算について」に移ります。こちらでも今回、事務局からの報告事項はございませんが、委員の皆様方からご意見等ございますか。

(委員 意見無し)

(教育長)

それでは、「6. その他」に入る前に、傍聴者の退場を命じます。

<傍聴者 退場>

(教育長)

ここで、傍聴者の入場を許可します。

<傍聴者 再入場なし>

(教育長)

「その他」の報告事項がすべて終わりましたが、委員の皆様方から何かございますか。

(村上委員)

今朝の合同新聞に、佐志生小の子どもたちの「私たちの声」というのが掲載されていました。佐藤先生の油絵の指導についての感想だったのですが、子どもたちが「すごく感動した」ということだったり、「先生の本物の指導のおかげで、練習の時には服が汚れたけれど、本番の時には集中したおかげか、服も汚れずにできました」といったことだったりを書いてありました。本当に「本物を教える」ということの大切さが、読んでいてすごくしみじみ伝わってきたので、これからは白杵市内の小中学校に先生方を招いて、本物と触れ合えるような機会をますます作ってあげて欲しいなと感想を読んで思いました。とても素晴らしい文章ばかりで、すごいなと思って読ませていただいたので、ここで感想を述べさせていただきました。

(教育長)

ありがとうございました。素晴らしい美術の大家ですが、学校に来ていただきました。先日、一龍齋貞弥さんに野津の講演もしていただいて、臼杵の子どもたちもトップオブザトップの方の講談等を聞きながら、やはり本物に触れることで、どんどん変わっていくのだろうなと思っていますので、これからも積極的に進めていきたいと思っています。

その他ございますか。

(委員 意見無し)

(教育長)

以上をもちまして、1月の定例教育委員会を閉会します。